

（ 令 3 . 8 . 1 0
実 6 - 1 ）

説 明 資 料

〔記帳の状況などに関する税務執行上の課題について〕

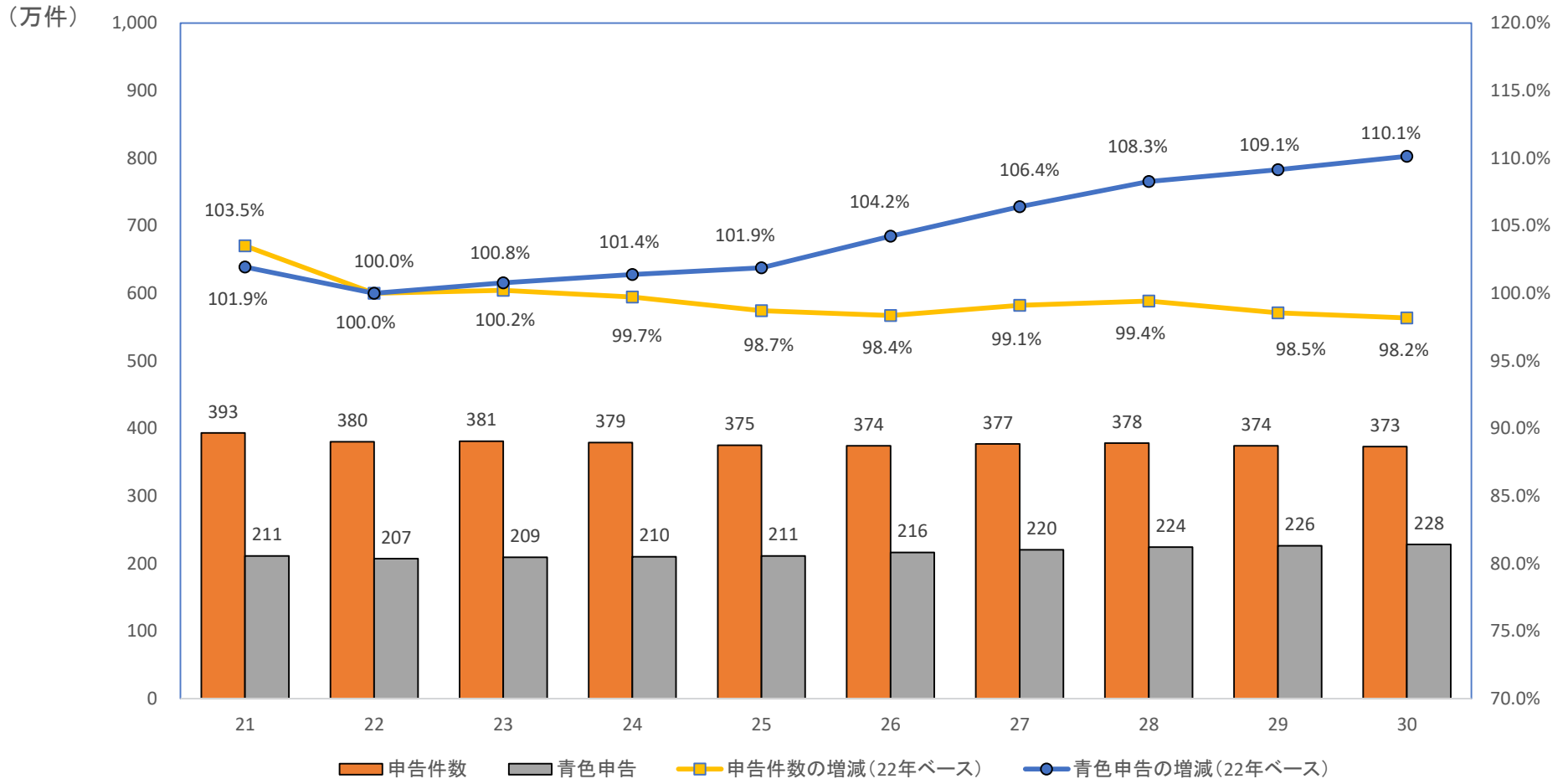
令和 3 年 8 月 10 日（火）

国 税 庁

1 現状の記帳状況

個人事業者の申告状況の推移

- 個人事業者の申告件数は、平成21年は393万件あったが、平成30年には373万件まで減少。
- 個人事業者の青色申告件数は、平成22年から平成30年までで21万件（約1割）増加。



(注) 個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の全申告件数、青色申告件数、及びその割合。

(出所) 国税庁統計年報

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告6割（正規簿記3割、簡易簿記3割）、白色申告4割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度(出所) 国税庁調

個人事業者の申告状況：年齢別（平成30年分）

- 個人事業者全体のうち47.6%が60代以上の高齢者（60代25.3%、70代以上22.3%）。
- 60代以上の高齢者のうち4割強が白色申告者（60代43.1%、70代以上42.2%）。
- 20代以下の個人事業者は53.1%が白色申告者。

	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
20代以下	0.7%	0.8%	1.7%	3.2%
30代	3.9%	2.9%	4.1%	11.0%
40代	7.2%	5.0%	6.5%	18.7%
50代	6.5%	5.6%	7.4%	19.5%
60代	6.6%	7.8%	10.9%	25.3%
70代以上	4.7%	8.2%	9.4%	22.3%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度(出所) 国税庁調

事業収入1,000万円以下の個人事業者の年齢階層(平成30年分)

- 個人事業者の8割近くを占める事業収入1,000万円以下の者について、各世代における記帳方法の分布(表中の〔 〕内)を見ると、50代以下に比べて60代以上では簡易簿記の割合が増える。

	青色申告				白色申告		合 計
	正規簿記		簡易簿記 (現金主義を含む(注))				
20代以下	〔19.1%〕	0.7%	〔24.4%〕	0.9%	〔56.5%〕	2.1%	3.7%
30代	〔28.1%〕	3.1%	〔27.6%〕	3.0%	〔44.3%〕	4.8%	10.9%
40代	〔29.0%〕	5.0%	〔27.7%〕	4.8%	〔43.3%〕	7.5%	17.3%
50代	〔24.5%〕	4.5%	〔28.9%〕	5.4%	〔46.6%〕	8.6%	18.5%
60代	〔18.7%〕	4.8%	〔30.6%〕	7.8%	〔50.7%〕	13.0%	25.6%
70代以上	〔15.8%〕	3.8%	〔36.8%〕	8.8%	〔47.4%〕	11.4%	24.0%
合 計		21.9%		30.7%		47.4%	100.0%

(注)事業収入の金額が1円以上1,000万円以下の者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所)国税庁調

個人事業者の簡易簿記での記帳年数

- 令和元年分の確定申告において簡易簿記で記帳・青色申告している者の3分の1は、開業から10年以上経過しても簡易簿記のままとなっている者が占めている。

開業	割合	累計割合
1年目	6.7%	6.7%
2年目	8.8%	15.5%
3年目	8.8%	24.4%
4年目	8.7%	33.0%
5年目	8.0%	41.1%
6年目	7.4%	48.5%
7年目	6.7%	55.2%
8年目	6.0%	61.2%
9年目	5.4%	66.6%
10年以上	33.5%	100.0%
合計	100.0%	—

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況(令和元年分)。

(出所) 国税庁調

個人事業者の記帳状況と申告誤り等の状況(平成30年7月～令和元年6月調査分)

- 意図しない誤りを含む「申告誤り」が税務調査において見つかる割合は、記帳水準に連動（白色申告が最も高い）。
- 税務調査において「仮装隠蔽」が見つかる割合については、簡易簿記の青色申告が最も高い。

	記帳形式	記帳不備と判定	申告誤り	仮装隠蔽
青色申告	正規簿記	6.2%	72.9%	6.6%
	簡易簿記	22.5%	80.6%	8.8%
白色申告	—	74.2%	88.4%	7.9%

(出所) 国税庁調

※「記帳不備」: 実地調査において、記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間(おおむね3か月程度以上)遅滞している場合、記帳が全くされていない場合、及び帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合を指す。

記帳水準の向上と税務行政の効率化

- 正規の簿記による記帳は、資産項目の異動が記帳されており、申告漏れなどを税務調査で把握することが比較的容易。
- 記帳水準の向上は、適正申告者の増加や税務調査の効率化など税務行政の効率化にも寄与。

納税者の類型		適正な記帳や申告に対する意識がある	適正な記帳や申告に対する意識がない
記帳水準 が高い (正規簿記)	納税者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 日々継続的に正確な記帳を行い、適正な申告を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 記帳水準は高いが不適正な申告を行っている。 (二重帳簿や簿外口座などによる仮装隠蔽)
	税務調査 での対応	<ul style="list-style-type: none"> うっかりミスや法令上の取扱いの誤りがないか、帳簿書類を通じて申告の適正性を比較的容易に確認可能。 税務調査に要する時間や労力は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿に記載のない資産を把握した場合に、仮装隠蔽の認定が比較的しやすい。 税務調査に要する時間や労力は比較的多い。
記帳水準 が低い	納税者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 適正な申告をしなければならないという意識はあるものの、事業が忙しく、正規の簿記では帳簿を作成できていない。書類の保存も不完全。 	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿を作成せず、書類も破棄している。税務調査にも非協力。
	税務調査 での対応	<ul style="list-style-type: none"> 申告漏れが生じやすく、調査での確認事項が多くなる。 真実の所得額を把握するため、保存のあった書類の調査や納税者への聴き取りが必要。 税務調査に要する時間や労力は多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 真実の所得額を把握するため、取引先や銀行に反面調査を行うほか、必要に応じ推計課税。 税務調査に要する時間や労力は多大。 帳簿書類の破棄(仮装隠蔽)と不作成・不保存との区別が困難であることから、重加算税が賦課できない場合も存在。